

大切なお知らせ

申請書に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります

令和3年5月、デジタル改革関連法によりマイナンバー法が改正され、療育手帳

(愛の手帳)についてもマイナンバー情報連携の対象となりました。

そのため、新しく療育手帳(愛の手帳)の交付を受けるための手続きにあたっては、申請書にお子さんのマイナンバーを記載していただく必要があります。

また、申請にあたっては、従来申請に必要であった対象児童の写真(縦4センチ、横3センチ)をお持ちいただくほか、①対象児童のマイナンバーの確認、②申請者が児童に代わってマイナンバーを提供できることの確認、③申請者の本人確認が必要になります。

①から③を確認するための書類については、別紙チェックシートをご覧ください。

なお、対象児童の年齢や医療を受けている状況等により、母子健康手帳などが必要な場合があります。詳しくは、判定予約の際に、各判定機関の担当者におたずねください。

療育手帳(愛の手帳)がマイナンバーによる情報連携の対象となることで、添付書類として手帳のコピー等の提出が必要だった各種手続きにおいて、提出書類が省略できる場合があります。

また、民間の障害者手帳アプリのサービスで、マイナポータルと連携して障害者手帳の情報を取得することで、手帳の代わりにスマートフォンやタブレット等のアプリの画面を提示するだけで各種割引等のサービスが受けられるものがあります。

(例：鉄道乗車券)